

感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言【抜粋】

(令和4年4月26日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

1. 感染拡大防止等について

① 現在の感染動向に対する分析と具体的対策の提示（提言P.1）

- ・ 今般のオミクロン株による感染者数については、大都市部を中心に減少傾向にある一方で、過去最大の新規感染者数を記録する地域もあることから、**早急に専門家の知見を交えて増減の要因を分析し、その結果に基づき、直ちに現状を打破し感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的対策を提示するとともに、ウィズコロナに向けたロードマップを示すこと**
- ・ **感染症法上の位置づけ、公費負担のあり方、屋外でのマスク着用のあり方等についても、オミクロン株の特性、経口薬の開発や流通・効果、新たな変異株の発生など様々な要因を踏まえつつ、検討すること**

② オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針（提言P.2）

- ・ 感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、**まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること**
- ・ 都道府県知事が判断するレベル分類について、**第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること**
- ・ オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、**一部地域での医療ひっ迫や、BA.2系統及びXE系統による感染急拡大の懸念が国民に正しく認識されるよう、国として情報発信を継続すること**

③ 新たな変異ウイルスによる感染拡大に備えた対策の検討（提言P.2）

- 今後の感染状況が不透明なことから、BA.2系統等を検出できる検査手法を確立するとともに、詳細な性状を早期に分析し、新たな変異株等による感染拡大に備えた対策を予め検討すること

④ 感染状況に応じた具体的対策（提言P.3）

- まん延防止等重点措置等における具体的な対策については、教育関連施設や高齢者施設での感染拡大を踏まえ、具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めて強化するとともに、必要な感染防止対策等に対する支援の充実を図ること
- オミクロン株対策は、まん延防止等重点措置の適用等にかかわらず、全国各地で取り組んでいることから、支援等は全国一律で実施すること

⑤ 新たな行動制限緩和の検討（提言P.4）

- 新たな行動制限緩和は、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、BA.2系統等を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期に具体的な内容を示し、国民の協力が得られるよう、丁寧に説明すること

2. ワクチン接種の円滑な実施について

① 3回目接種の取組（提言P.5）

- 若年層の3回目の接種率が低迷していることから、接種の必要性や有効性・安全性に加えて、オミクロン株の後遺症の影響など、国として強力かつ継続的な情報発信を行うこと

② 12歳未満の子供への接種（提言P.6）

- オミクロン株への効果を早急に明らかにするとともに、科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、分かりやすいメッセージを打ち出すこと

- ・ 日本小児科医会からの要望も参考に、全国統一的な取扱となるよう接種費負担金の加算措置を行うこと

(3) 4回目接種に係る早期の情報提供（提言P.6）

- ・ 接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性、必要性、開始時期、ワクチン配分計画などについて、長期的な戦略をもった政府の具体的な考え方をできる限り早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること
- ・ 高齢者施設等への巡回接種は医療従事者の負担が重いため、個別接種促進補助金において巡回接種時の加算を行うなど、事前に十分な対策を講じること

3. 保健・医療体制の強化について

(1) 保健所機能の強化（提言P.7）

- ・ 第7波や、感染力、重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大の場面においても保健所が機能不全に陥らないよう維持することが重要であることから、各地域に必要となる保健衛生機能を保健所が十分に提供することができるよう、各種報告事務等の負担軽減も含め、より効率的・効果的な運用実務のあり方を追求すること
- ・ 保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、知事が幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援するとともに、国において広域的な人材派遣調整を行うことも検討すること

(2) 治療薬の活用促進等（提言P.9）

- ・ 中和抗体薬及び経口薬について、備蓄分も含め十分な量を確保した上で、安定供給を図るとともに、特に経口薬については、必要な時に迅速に処方できるよう、流通体制の改善を図ること
- ・ 投与機会を確実に確保するため、備蓄の上限を緩和し、経口薬の譲渡を可能とするほか、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めることを行うこと

- ・国産ワクチンや治療薬の速やかな製造・販売に向け、治験の推進を含め、国として重点的な開発支援等を行うとともに、速やかに製造販売承認を行うこと

③ 医療提供体制の確保のための財政措置等（提言P.9～11）

- ・診療・検査医療機関等の体制確保のための協力金、一般医療機関の病床確保料の補助単価増、後方支援病床確保のための空床補償制度、重点医療機関等以外の病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、**緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うこと**
- ・医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が新型コロナウイルス感染症の**疑い患者**を診療した場合に、引き続き、**診療報酬の加算措置を行う**とともに、**重点医療機関等に該当しない感染患者受入れ医療機関**についても「**感染対策向上加算**」の対象とすること
- ・高齢者施設等において、施設の嘱託医や協力医療機関等の更なる協力が得られるよう、**インセンティブの設定や役割の再整理など、実効性のある具体的な方策を検討し、早急に示すこと**

4. 事業者支援及び雇用対策について

① 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用と拡充（提言P.12）

- ・まん延防止等重点措置の長期化により、時短要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用が多額に上っているほか、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組などを実施していくための財源が不足していることから、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、**地方創生臨時交付金の地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講じること**

② 観光支援策等の推進（提言P.14）

- ・新たなG o T o トラベル事業については、割引率を高く設定するなど、**観光需要を十分に喚起できるよう効果的な支援制度**とするとともに、**制度の開始時期等の詳細を早急に示すこと**
- ・国が実施するG o T o トラベル開始までの間の需要喚起策として都道府県が実施している**地域観光事業支援（都道府県民割）**について、**十分な財源措置を講じること**